

議案第70号

三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

三次市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年6月16日提出

三次市長 福岡誠志

三次市過疎地域持続的発展計画第5項第3号の表中

「

馬洗川堤防線（歩道設置） L = 180m W = 7.2m	三次市	
-----------------------------------	-----	--

」を

「

馬洗川堤防線（歩道設置） L = 180m W = 7.2m	三次市	
十日市276号・（仮称）酒河160号線（改良舗装・新設） L = 1,140m W = 7.0m	三次市	

」に改

める。